

# 新型コロナウイルス感染症 給付金の受給の仕方

4月30日(木)に補正予算が成立しました。その中で「返済不要、使い道制限なし」が

① 企業・個人事業主の方⇒持続化給付金(企業上限200万円、個人事業主上限100万円)

② 個人の方 ⇒特別定額給付金(一人10万円)

の2つで、①はすでにネット上で申請が開始され、②も自治体によっては申請が可能となっております。申請にあたってのポイントをまとめました。

## I 持続化給付金 の主な内容

### (1) 概要と税務上の取り扱い

感染症拡大で営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対する、事業の継続を支えるための給付金です。受給した側では法人税や所得税の課税対象になりませんが、消費税は不課税です。

(2) 対象者 資本金10億円以上の大法人を除く中小法人等・個人事業者で、医療法人等も該当。

(3) 要件 2020年1月から12月までの間に前年同月比で事業収入が50%以上減少した月があること。50%以下となる月のうち、事業者が選択した月を「特定月」といいます。

### (4) 具体的な給付金額の計算

#### ① 中小法人等の場合

直前期の年間事業収入から対象月の月間収入に12を乗じて得た金額(10万円未満切捨)を差し引いた金額(200万円を限度とする。)

#### ② 個人事業者の場合

2019年の年間事業収入から対象月(注)の月間収入に12を乗じて得た金額(10万円未満切捨)を差し引いた金額(100万円を限度とする。)

(注)個人の年間事業収入には「不動産収入、給与収入、雑所得等」は入りません。

したがって残念ながら、不動産賃貸事業者は持続化給付金の対象になりません。



### (5) 申請方法

パソコン又はスマートフォンからのオンラインでの「電子申請」を基本となります。書面申請は予定していないようで、電子申請が困難な方への申請支援窓口が開設される予定となっています。

### (6) 必要書類・入力内容

入力項目が多々あるので、あらかじめ添付書類を手元を集め、スキャンしたりスマートフォン等で撮影してデータを集めておくと、スムーズにできるようです。

添付書類 (法人)	添付書類(個人事業主)	入力項目
給付金を受ける通帳の写し(表紙・通帳を開いた1,2ページ目) 電子通帳等の場合には画面のコピーを添付		金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、口座番号、口座名義人
確定申告書 別表1、 (電子申告した場合はこれに「受信通知(メール詳細)」を加える)	2019年分の確定申告書第一表(電子申告した場合はこれに「メール詳細」を加える)	代表者氏名、代表者電話番号、担当者氏名、担当者電話番号、資本金の金額
事業概況説明書(2ページとも必要。決算ファイルにある。)	青色決算書の1,2ページ目。	決算月、常時使用従業員、日本産業分類の業種(注1)
対象月の売上台帳等(対象月の月間売上がわかるもので確定申告の基礎となる書類)(注2)		対象月の売上金額、前年同月の売上金額、直前期の年間売上金額
(履歴事項全部証明書 添付不要)	—	設立年月日

(注1) 総務省の日本標準産業分類より該当するものを選択します。

(注2) 提出不能な相当の理由がある場合、他の書類(会計ソフトの売上データ、エクセル)での集計表等でも良い。

### (7) 申請期限

給付金の申請期間は令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)までとなります。

(8) 不正受給への対応 不正が判明した場合、2割加算しての返還、名前の公表の罰則あり。

※ 申請要領(中小企業庁) [https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin\\_chusho.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf) を参照

## II 特別定額給付金（一人10万円の給付金）

連日報道され、関心の高い一人10万円給付金の申請手続きが開始されました。4月27日現在の住民基本台帳に記録されている方の世帯主（受給権者）にまとめて給付されます。

所得税については「**非課税**」となります。

申請期間はこれからおよそ3ヶ月間ありますが、早期に受領するため、ポイントをまとめました。

### 1 申請のポイント

- (1) 世帯主が世帯の分をまとめて申請し、世帯主の口座にまとめて入金されます。
- (2) 申請方法は、次の2とおりです。
  - (a) 自治体から郵送される申請書に記入して返送（郵送）… 2ページの非常に簡単な内容です
  - (b) パソコンからオンラインで申請 ⇒ そのためには「マイナンバーカード」（顔写真付き）とカードリーダーが必要ですが、(a)より早く申請・受給できます（スマホからも可能）。
- (3) 添付書類が必要です（書面では下記①と②の2つ、オンライン申請では①のみ画像添付）。  
コピー（これを貼付する糊やテープも）をあらかじめ用意しておく、申請作業がスムーズに行えます。
  - ① 振込先口座の通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー / 又はキャッシュカードのコピー  
 ⇒ 申請書に書いた口座番号を証明するものになります  
 （水道料等の引き落とし口座が世帯主名義で、ここに入金希望の場合はコピー不要）
  - ② 本人確認書類（例：運転免許証、健康保険証、年金手帳、マイナンバーカード等）のコピー
- (4) 書面申請の場合、代理申請の欄があります。例えば一人暮らしの老親のために、子供が代理申請することができます（本人の署名、又は記名押印は必要）。
- (5) 窓口申請は原則として受け付けません。ただし「やむを得ない場合に限り」窓口対応しますと、市町村のホームページに記載しているところもあります。
- (6) オンライン申請の場合、マイナンバーカード作成時に登録した「暗証番号」（4桁）と、「署名用電子証明書用暗証番号」（6-16文字 英数・大小文字混合）が必要です。  
 3～5回連続で間違えるとロックされ、申請不能になるのでご注意ください。



なお、「よくあるご質問」（総務省）は下記にありますので、ご参照下さい。

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_seisaku/gyoumukanri\\_sonota/covid-19/kyufukin.html#ga](https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/gyoumukanri_sonota/covid-19/kyufukin.html#ga)

### 2 県内の申請受付開始状況(5月8日朝8時時点の各市サイトおよび新聞報道よりまとめ)

	山形市	新庄市	寒河江市	東根市	天童市	長井市
申請書 発送開始※	5月14日 より順次	5月中旬 の予定	5月7日	5月11日 より順次	5月7日 より	4月30日 発送済み
申請書 受付開始	5月15日	記載なし (5月中旬?)	5月8日	5月12日	5月11日	5月1日
給付金振込 開始 ※	5月下旬 より順次	記載なし (受理後2週 間程度?)	5月15日	受理後 2週間程度	5月22日よ り開始見込 み	5月7日 頃から順次
オンライン申請開始	山形市は5月15日、それ以外の上記の市は5月1日開始					

※ 山形市の場合、市公式サイトからのダウンロード(5月7日より可能)により、早期申請可能(5月8日～5月15日まで)で、これによる給付金振込開始は5月12日開始予定となっています。

政府は、DV(家庭内暴力)の被害者に確実に給付するため、世帯主の加害者が被害者や同伴のこどもの分の10万円を受け取ってしまった場合でも、これとは別に支給できるとしています。当初の申出期限の4月30日を過ぎて提出は可能とのことで、詳しくはお住まいの各市町村にお問合せ下さい(総務省 特別定額給付金室)。

#### @ 5月の予定

- 5/11 ・ 4月分源泉所得税
- ・ 住民税の特別徴収税額納付期限
- 6/1 ・ 3月決算法人の確定申告
- ・ 6,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階  
 TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL <http://kuronuma-ac.jp>/E-Mail [info@kuronuma-ac.jp](mailto:info@kuronuma-ac.jp)